

(案)

令和7年2月●日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市企業立地審議会

会長 喜田 昌樹

企業立地施策について（答申）

令和6年8月19日付6長環商第105号で諮問のありました、企業流出防止策等を含めた企業立地施策について答申します。

本審議会では、長岡京市が住環境と商工業とのバランスの良い持続可能なまちとしていくために、企業誘致だけでなく既存企業の流出防止も含めた企業立地施策について、多角的な要因分析を行いながら審議を行いました。そうした中で、喫緊の課題として時代のすう勢にあわせた規制緩和が必要であるとの結論に至りました。特に、既存企業に対して生産施設の老朽化や狭小化に伴う建替や増築といった工場の新陳代謝を促進し、市内で操業を継続し易い環境を整えるためには、工場立地法による緑地率等の規制緩和が必要であると判断し、工場立地法第4条の2第1項に基づく地域準則条例案を作成しました。

一方で、企業立地に係る取組や課題については、単一的な手法で解決できるものではなく、引き続き本審議会において、多様な要因に対する取組について調査審議を行っていく所存です。

今後、本審議会の答申内容を十分尊重し、工場立地法に基づく地域準則条例の制定及び企業立地施策の展開が図られることを要望します。